

参考資料

1 関係する会議

(1) 多文化共生推進計画検討会議 【順不同・敬称略】

団体及び団体役職	氏名
明治大学国際日本学部教授	山脇 啓造
白鳩保育園長	清水 啓子
三重県立飯野高等学校長	今高 成則
公益財団法人 鈴鹿国際交流協会 事務局長	吉崎 美穂
行政書士	坂井 芳規
鈴鹿日本語会 AIUEO	板倉 操
特定非営利活動法人 愛伝舎 理事長	坂本 久海子
社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 すずとも	田中 浩樹
外国にルーツを持つ市民	森田 カレン
公募市民	宗沙 ルイス

(2) 多文化共生推進庁内会議

部局名	所属名
危機管理部	防災危機管理課
政策経営部	総合政策課
	情報政策課
総務部	納税課
	市民税課
地域振興部	地域協働課
	人権政策課
	市民対話課
文化スポーツ部	文化振興課
	図書館
環境部	廃棄物対策課
子ども政策部	子ども政策課
	子ども育成課
	子ども家庭支援課
健康福祉部	保護課

	福祉医療課
産業振興部	産業政策課
都市整備部	都市計画課
	住宅政策課
上下水道局	経営企画課
	営業課
教育委員会事務局	学校教育課
	教育指導課
	教育支援課
消防本部	消防課

2 策定経過

年 月	会議等
2022（令和4）年 9月	鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート調査
2023（令和5）年 4月	第1回多文化共生推進庁内会議
6月	第1回鈴鹿市多文化共生推進計画検討会議
8月	第2回鈴鹿市多文化共生推進計画検討会議
10月	第2回多文化共生推進庁内会議（書面協議）
12月	鈴鹿市多文化共生推進計画（案）に関する意見募集
2024（令和6）年 2月	第3回鈴鹿市多文化共生推進計画検討会議

用語	説明
日系人	外国に移住し当該国の国籍又は永住権を取得した日本人及びその子孫。
鈴鹿国際交流協会	市民の国際意識の高揚や諸外国との相互理解と友好親善に努めるとともに、外国人市民と日本人市民が交流を深め、お互いに理解・尊重し合う多文化共生社会の実現を目指すため、1989（平成元）年に設立された団体。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
外国人市民	本計画における「外国人市民」とは、外国籍を有する市民だけでなく、すでに日本国籍を取得している外国出身の人や外国にルーツを持つ日本国籍の市民も含んでいます。 なお、外国人市民以外の市民を「日本人市民」とします。
外国人集住都市会議	2001年（平成13年）に設立。日本国内で外国人が多く住む地方自治体等によって構成され、外国人住民に関わる施策や活動状況に関する情報交換のほか、各地域で顕在化する様々な問題の解決に積極的に取り組んでいます。
在留資格	外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、あるいは一定の身分または地位を有する者としての活動を行うことができることを示す入管法上の法的資格のこと。
特定技能	特定技能は、2019（平成31）年4月から施行された在留資格で、国内人材を確保することが困難な状況にある介護、建設、宿泊、外食などの産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが可能となりました。
SDGs （持続可能な 開発目標）	2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、17のゴール及び169のターゲットから成る国際的な開発目標。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。2018（平成30）年12月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定され、以降においても適宜見直しが行われています。
地域における多文化共生推進プラン	日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が2006（平成18）年3月に策定。2020（令和2）年3月には、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて改訂されています。
鈴鹿市総合計画2031	2016（平成28）年度から8年間のまちづくりの指針となる「鈴鹿市総合計画2023」の後継として、社会情勢の変化に対応し、新しい将来像や目標・方向性を定め、2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までを計画期間とした新たな計画。
技能実習	2009（平成21）年の改正入管法により、新たに創設された在留資格。
鈴鹿市まちづくり基本条例	本市を活力のある住みよいまちとしていくために、まちづくりについての基本原則やルールなどを定めたもので、2012（平成24）年12月1日の市制記念日に施行されました。
やさしい日本語	普段使われている言葉を外国人にも分かるように配慮して言いかえた簡単な日本語のこと。 （例）記入してください。→ 書いてください。
母語	幼少期から自然に習得する言語のことを指します。それに対して、「母国語」とは、その人の国籍の公用語を指します。 （例）日本国籍とブラジル国籍との間に生まれた日本国籍の子どもが家庭でポルトガル語を使っている場合、「母語」はポルトガル語であるが、「母国語」は日本語となります。

Facebook ページ 「Amigo Suzuka」	2020（令和2）年10月から、外国人市民向けの新たな情報発信手段として運用を開始した Facebook ページ。「やさしい日本語」、「ポルトガル語」、「スペイン語」の3つ言語により情報を発信しています。
外国人市民向け 多言語電子広報 「City Guide Amigo Suzuka」	2023（令和5）年4月から配信を開始した多言語電子広報（毎月5日に配信）。やさしい日本語をはじめとした計10言語（機械翻訳）で市の情報を閲覧することができます。
日本語教室	市民の国際意識の高揚や諸外国との相互理解と友好親善に努めるとともに、外国人市民と日本人市民が交流を深め、お互いに理解・尊重し合う多文化共生社会の実現を目指すため、1989（平成元）年に設立された団体。
JSL 児童生徒	JSL とは「Japanese as a Second Language」の略称であり、JSL 児童生徒とは「日本語を第二言語とする児童生徒」を指します。
外国人児童生徒	本計画では外国籍や外国にルーツをもつ学齢期の子どもたちを指します。児童は小学校に通っている子ども、生徒は中学校に通っている子どもを指します。
住民基本台帳	市町村が各住民について、正確な情報を記録している台帳。外国人市民にも日本人と同様、基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まったため、平成24年の改正により外国人市民も対象となりました。
外国人登録制度	2012（平成24）年7月の住民基本台帳法改正まで存在した、外国人の情報を把握・監理するための登録制度です。外国人本人の申請に基づいて登録するもので、市区町村ごとに外国人登録原票が保管され、現住所の証明や人口の調査などに利用されていました
ル・マン市	1990（平成2）年5月27日に本市と「友好協力協定」を締結したフランス共和国・サルト県の都市。世界的に有名な自動車レースが開催されるなど、本市との共通点・類似性を基に、協定締結に至りました。
第三国定住難民 受入事業	難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることです。難民は移動先の第三国において、庇護あるいはその他の長期的な滞在許可を与えら

	<p>れることとなります。</p> <p>鈴鹿市では、2010（平成 22）年に開始された政府による当該事業において、タイの難民キャンプに滞在していたミャンマー難民を受け入れました。</p>
ベルフォンテン市	<p>1991（平成 3）年 8 月 7 日に本市と「友好協定」を締結したアメリカ合衆国・オハイオ州の都市。</p> <p>協定締結の経緯としては、市内企業の関連会社のオハイオ州進出を契機に市民交流が始まったことにあり、現在も青少年相互交流事業を中心に交流を深めています。</p>
多文化共生推進 庁内会議	<p>指針策定に合わせて、各所属の多文化共生施策を推進するために発足した会議。毎年度、取組の進捗管理や情報交換等を行うことで、本市の多文化共生施策を推進しています。</p>